ベトナム会計システムのガイダンスとして財務省が発行したCircular 200/2014/TT-BTC

2014年12月22日付で財務省はベトナム会計システムのガイダンスとしてCircular 200/2014/TT-BTC（以下、Circular 200）を発行しました。当Circularは2006年3月20日付Decision15/2006/QD-BTC（以下Decision 15）及び2009年12月31日付Circular 244/2009/TT-BTCに代わるものです。当Circularは、形態、活動分野を問わず全ての企業に適用される会計及び財務報告に関する変更について規定されています。本ニューズレターでは、重要な変更事項について以下のとおり纏めています。

1. 会計規則及び勘定科目に関する変更点

i. 長短区分の表示

旧Decision 15では、一年内返済予定長期借入金以外の固定負債について、流動負債に振り替える必要があるかどうかの明確な規定がありませんでした。Circular 200では、貸借対照表日より12ヶ月以内に期日が到来する資産及び負債については、財務諸表の表示上それぞれ流動資産、流動負債とする旨が明記されています。一方、元帳レベルでは、同じ性質にもかかわらず長期・短期それぞれ存在した多くの勘定科目が、長短区分の無い1つの勘定科目として統合されました。当変更の趣旨は、勘定科目体系を単純化すること及び、長短区分は財務諸表の表示目的のみにおいて必要であるという考え方を反映することです。

ii. 借入費用の資産計上

ベトナム会計基準（Vietnamese Accounting Standard以下「VAS」）16号では、建設中の資産のための借入金から発生した利息等の費用は資産計上できますが、その要件としての建設期間は12ヶ月以上と規定されていました。Circular 200では、特定の固定資産及び投資不動産の建設のためだけの借入金に関する費用であれば、たとえ建設期間が12ヶ月未満であっても資産計上できるよう変更されました。当Circularでは、最短建設期間の要件を規定していません。Circular 200では、建設業者及び造船業者は、顧客への販売目的の工事については借入費用を資産計上できないという規定が追加されました。すなわち棚卸資産に借入費用を資産計上することはできません。

iii. 外貨建取引

為替レート

Circular 179/2012/TT-BTCで定められた為替差損益の認識及び測定の原則と整合するように、Circular 200では全ての外貨建取引において「実際の為替レート」を適用することが規定されています。実際の為替レートに関する定義は下記のとおりです。

- 外貨を売買する際に適用する実際の為替レートは、企業と商業銀行との取引契約に記載されたレート

© 2015 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

- 資本金の拠出の際に適用する実際の為替レートは、投資家が資本金の拠出を行う銀行の、取引日におけるBuyレート
- 売掛金及びその他の受取債権の認識時に適用する実際の為替レートは、企業が代金の受取に指定する銀行の、取引日におけるBuyレート
- 買掛金及びその他の支払債務の認識時に適用する実際の為替レートは、企業が代金支払に使用する銀行の、取引日におけるSellレート
- 資産の購入または代金を即時払いする費用の認識時に適用する実際の為替レートは、企業が代金支払に使用する銀行のBuyレート

外貨建貨幣性資産負債の期末換算

企業は財務諸表作成の際に、外貨建貨幣性資産負債及び金を実際の為替レート（または金価格）で換算する必要があります。実際の為替レートに関する定義は以下のとおりです。

- 貨幣性資産（預金、債権等）：企業が日常の取引を行う商業銀行の、貸借対照表日におけるBuyレート
- 金：ベトナム中央銀行が発表する金の購入価格（中央銀行が発表しない場合は、金の売買を許可された機関が発表する購入価格）
- 貨幣性負債（借入金、債務等）：商業銀行の、貸借対照表日におけるSellレート
- グループ会社間取引で発生した外貨建貨幣性資産負債：親会社が指定した為替レートを適用可（実際の為替レートとの差異が僅少の場合）

当Circularでは、外貨建てのサプライヤーへの前渡金、顧客からの前受金、前払費用、担保としての預け金及び未収収益のうち現金で決済しないものについては、非貨幣項目となるため期末換算は不要と規定されています。

為替差損益

全ての為替差損益（実現及び未実現）は損益計算書において即時認識されます。ただし、国内安全保障、国防及び経済安定化のための重要な国家案件を有する政府100%出資の国営企業（以下SOE）の事業稼動前の期間における為替差損益はこの限りではありません。

iv. 金融商品

投資目的を明らかにするため、金融商品関連の勘定科目が再編されます。短期投資及び長期投資勘定が無くなり、121－売買目的投資、128－満期保有投資、228－その他の投資の3つに区分されます。

受取配当金

資本剰余金等の資本金への組入の結果投資家の持株数が増加した場合、当該取引により財務収益または投資の帳簿価額の増加のいずれも認識されません。持株数の増加は財務諸表の注記として記載されます。

株式取得日より前の期間に帰属する受取配当は、投資の帳簿価格から控除されます。

親子会社間の合併

親会社が子会社を吸収合併する際、親会社（報告側）は、子会社に対する投資を減額し、子会社の全ての資産及び負債を合併時の公正価値で認識・計上します。減額した投資簿価と公正価値で受け入れた資産負債の純額との差額は財務収益または財務費用として損益処理されます。

棚卸資産による現物出資

棚卸資産で現物出資する場合、投資家は販売取引として収益を計上します。

v. 棚卸資産

Circular 200では、棚卸資産の評価方法として後入先出法を採用できません。

vi. 評価性引当金

Circular 200では、129-短期投資引当金、139-貸倒引当金及び159-棚卸資産評価引当金の勘定科目が無くなり、229-資産損失引当金に統合されます。勘定229は、売買目的有価証券引当金、他企業に対する投資損失引当金、貸倒引当金及び棚卸資産評価引当金の4つのサブ勘定から構成されます。

貸倒引当金

Circular 200では、貸倒引当金の計上要否判定のための返済期限超過期間の計算は、両者の合意に基づき延長した期日からではなく、当初の契約書に記載された期日から行うべき旨が明記されています。

他企業に対する投資損失引当金

取得原価で計上する他企業に対する投資に対して、引当が必要な場合は、投資損失引当金として計上します（持分法を適用する投資に対しては不可）。

vii. 固定資産、投資不動産

固定資産に付属するスペアパーツ

固定資産の購入時に将来の取替え用スペアパーツが付属している場合、当該スペアパーツについては公正価値に基づき個別に取得価額を決定して計上する必要があります。取得価額総額からスペアパーツの価値を差し引いた残額が固定資産本体の取得価額となります。

© 2015 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

大規模修繕引当金

大規模修繕引当金は335－未払費用ではなく352――引当金として計上されます。しかしながら、企業が行う修繕行為は現在の債務ではないことから、殆どの場合、修繕引当金はVAS18号（引当金、偶発負債及び偶発資産に関するベトナム会計基準）に規定する引当金の要件を満たさないと考えられます。

投資不動産の減価償却

賃貸収益を得るための投資不動産については減価償却を行う必要がありますが、不動産自体の価格上昇を見込んで保有する投資不動産については減価償却をせず減損テストによる評価を行います。保有する投資不動産の市場価格が下落している証拠があり、かつ信頼できる価格を測定できる場合、企業は減損損失を売上原価として計上し、投資不動産の取得価額を減少させます。当Circular では減損損失を計上した後に投資不動産の価格が回復した場合の会計処理について明記されていませんが、当初取得原価を上限として減損の戻し入れを行うと考えられます。

viii. 前払費用

Circular 200では、2つあった前払費用勘定を、勘定242の1つに統合します。償却期間を問わず全ての前払費用は勘定242で計上されます。貸借対照表の表示においては、長期と短期を区分する必要があるため、企業は前払費用項目の期日を個々に管理する必要があります。

下記の項目は勘定242では処理しません。

1. 社債発行費用（Circular 200では、社債計上時に社債価格のマイナスとして処理され、償却により財務費用として期間配分（要件を満たす場合は資産計上）されます）
2. 無形固定資産の要件を満たさない研究開発費
3. 管理者及び技術労働者の教育研修費用（事業稼動前に発生したものを除く）、拠点移転費用、事業構造改革費用
4. 事業稼動前に発生した繰越為替差損
5. 投資不動産の当初計上から後に発生した投資不動産関連費用で、投資不動産の取得価額としての資産計上要件を満たさないもの

社債発行費用を除き、上記費用は発生時に損益計算書に計上されます。

事業稼動前の繰越為替差損は、Circular 200適用初年度に損益計算書に計上されます。上記、勘定242の対象外となる残りの費用の処理については明記されていませんが、KPMGの見解では、繰越為替差損と同様損益計算書に計上されるものと考えられます。

iX. 株式交換

株式交換取引において取得した株式は、交換時の公正価値で測定されます。株式交換取引において利得または損失が発生する場合は、財務損益として計上されます。

X. 転換社債

Circular 200では、発行計画に基づいて一定の普通株式に転換する権利が付与される社債に関する会計処理のガイダンスが示されています。他の転換社債は通常の社債と同様の会計処理となります。

転換社債を発行する際、発行主体は、当該転換社債の負債部分と資本部分を決定しそれぞれ計上します。負債部分は、普通株式に転換する権利を付与されない類似の社債の市場利率を使用して割り引いた将来キャッシュ・フローの現在価値で測定されます。このような市場利率が無い場合には一般的な市場借入利率を適用します。資本部分は、発行総額から負債部分を引いた残存価額になります。

転換社債発行費用は、計上時に負債部分のマイナスとして処理し、償却により財務費用として社債利息期間に応じて配分（または資産計上）されます。転換社債発行費用の償却方法として会計方針で定額法を選択する場合には社債利息は実効利率と一致しません。

企業は、決定した社債元本額と実効利率に基づいて社債利息費用を計算します。実効利率を基に計算した利息が表面利率を基に計算した利息を上回る場合は、社債元本部分の増額として処理されます。

満期到来時においては、転換が実施されたか否かを問わず、転換オプションの価値は資本剰余金に計上されます。

Circular 200においては、転換社債の資本部分を計上するために、勘定4113（転換社債における転換オプション）が新しく追加されています。

Xi. 資本金拠出の会計処理

無形固定資産の現物出資

資本金拠出は、ブランド名、コピーライト、商標権及びその他使用権等の無形固定資産の現物出資により行うことができます。当該現物出資は、基準に特定のガイダンスまたは管轄当局の許可がある場合にのみ認められます。特定のガイダンス等がない場合には、当該現物出資は以下のとおり、リース、ライセンスまたはフランチャイズのための会計基準が適用されます。

- ブランド名、商標権等を現物出資した企業は、当該出資について投資の増加としては会計処理できません。当該現物出資から得られた利益については、リース収益またはフランチャイズ収益として会計処理されます。
- ブランド名、商標権等の現物出資を受けた企業は、当該出資について資本金の増加としては会計処理できません。当該現物出資から生じる損益については損益計算書に計上されます。

© 2015 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

外貨による資本金拠出

Circular 200によると外貨建の資本金は、投資ライセンスに記載されているVND建の金額ではなく、資本金拠出を受けた日の実際為替レートで換算された金額で計上されます。

Xii. 事業協力契約（BCC）の会計処理

他のBCCからBCCに拠出された資金は、資本ではなく借入金として計上されます。

Circular 200には、「VAS08−合弁企業の資本拠出に関する財務情報」と似た資産及び運営を一部コントロールする際のBCCの処理に関するガイダンスが記載されています。

BCCの税引後の利益を配分するために、BCC取引の会計処理及び法人税申告を行う会計担当者を任命する必要があります。会計担当者は、以下に従い適切に会計処理を行います。

- もし、一部の出資者がBCCの損益に関係なく定額の利益配分を受けられる場合には、当該利益配分は資産のリース料とみなされます。当該出資者は利益配分をリース収入として計上します。KPMGの見解では、このガイダンスは非金融資産に場合のみ適用され、金融資産の場合には、適用されないと考えます。
- もし、BCCの実際の損益に基づき利益配分を受ける場合には、各出資者は、その損益の一部を計上します。

Xiii. 収益の会計処理

Circular 200は、収益認識のタイミングがインボイスの発行時期と異なる可能性があることを再確認しています。収益は法律的な形式条件ではなく取引実態に基づき認識されます。また、1つの顧客との契約書には、複数の性質の収益が含まれており、別々に認識する場合があります。例えば、

- 商品販売の契約に、一般的な保証以上にアフターサービスが含まれている場合には、会社は商品販売とサービス収益を別々に分けて計上する必要があります。
- 会社が、追加で無料での商品提供またはサービス提供または値引を行う義務を負っている場合には、全ての義務を遂行するまで収益認識することはできません。

販促品

Circular 200によると、もし販促品が別の商品売上取引とは別に提供された場合には、その販促品費用は販売費として認識されます。もし顧客が商品購入した際に販促品を入手できる場合には（例えば、2商品の購入により1商品が無料）、その販促品費用は売上原価として認識されます。

社内消費

自社在庫の社内消費では売上は計上されません。もし商品または製品が現物給与等として従業員に提供された場合は、企業は通常の売上取引として売上と売上原価に計上します。

不動産販売収益

建設会社を含む不動産開発会社の不動産販売収益は、建築契約に適用される会計基準に基づいて収益認識することはできず、商品販売に適用される会計基準に基づいて収益認識します。

前期以前において、誤って建築契約に適用される会計基準を適用していた企業は、「VAS29−会計の見積及び誤謬の修正」に従い、修正再表示を行う必要があります。

顧客の要求及び仕様書に従って内装工事を行う契約がある場合、当該内装工事契約が建築工事と区分されていない限りは建築工事の完了及び引渡し時に売上計上できません。

住宅ビル用の土地使用権の販売について、販売契約が解約不可能かつ通常の売上認識要件を満たしている場合には、土地の顧客への引渡時に収益計上ができます。したがって、土地使用権証明書の発行等の法的手続の完了の有無の影響は受けません。

カスタマー・ロイヤルティー・プログラム

Circular 200は、「IFRIC 13−カスタマー・ロイヤルティー・プログラム」と同様のガイダンスを記載しています。カスタマー・ロイヤルティー・プログラムがある場合には、商品販売取引時点において、将来顧客が条件を満たした場合に得られる無料サービス、値引またはリベート等の価値を試算し前受収益として計上する必要があります。したがって、計上される収益は合計販売収益から当該前受収益額を差し引いた金額となります。顧客が条件を満たしプログラムの提供を受けた際に、前受収益は収益に振り替えられます。また同時にプログラム提供により生じた費用も売上原価に計上されます。プログラム終了時に、顧客が条件を満たしていない場合にも、前受収益は収益に振り替えられます。

事前に受取ったリース料の収益処理

リース期間がリース資産の耐用年数の90%以上の場合、リース契約が以下の条件を満たしていれば、事前に受取ったリース料はその時点で全て収益計上されます。

1. 契約は解約不可であり、受取ったリース料は返金不可であること。
2. 事前に受け取るリース料が全体契約額の90%以上でありリース開始から12ヶ月以内に入金され返金不可であること。
3. 実質的に、リース資産に関連する全てのリスクと便益が賃借人に移転していること。
4. 賃貸人が合理的にリース料総額を見積ることができること。

© 2015 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

利息収益

利息収益は、その回収が確実であり関連債権が回収遅延していない場合にのみ認識できます。

Xiv. 販売不動産の売上原価の測定

不動産を販売した時点でその売上原価に関する全ての根拠証憑等を入手できない場合には、以下に従い見積る必要があります。

1. 未払費用は、開発予算に含められていたこと。
2. 計上された収益に関連した未払費用であること。
3. すでに発生した費用と未払費用の合計がプロジェクト総費用と整合していること。

Xv. 環境保護税の会計処理

Circular 200は、特別消費税の会計処理と同様の環境保護税の会計処理に関するガイダンスを記載しています。

Xvi. 準備金の取り崩し

企業は、一般的にもはや準備金を計上する必要はありません。準備金は投資及び開発基金に振り替えられます。ただし、一部の産業では、関連規制に従い引き続き準備金を計上する必要があります。

Xvii. 勘定コードの主要な変更

ベトナム会計システムの勘定コードについて以下の変更があります。

- 削除された勘定コード：142－短期前払金、144－短期資金預け金、223－共同事業投資、311－短期貸付金、342－長期借入金、415－積立金、129－短期投資引当金、139－貸倒引当、159－在庫評価引当金、512－内部売上、531－売上返品、532－販売リベート
- 新規の勘定コード：357－価格安定基金
- いくつかの勘定コード名を変更しています。

上記に加えて、新規のサブ勘定コードも追加しています。また全てのオフバランス勘定を廃止しています。オフバランス勘定の情報は、関連注記で開示されることになります。

2. 財務諸表の開示に関する変更点

i. 継続企業の前提に関する重要な不確実性がある場合の財務諸表の開示

財務諸表日から12ヶ月以内に以下の状況となる場合、継続企業の前提が適切ではないと考えられます。

- 企業の事業許可期間が終わったにもかかわらず、新しい許可申請が提出されない
- 企業が事業を終了させる意図があり、その旨を書面で当局に提出済み
- 企業が当局から解散、倒産または事業終結を要求されている

継続企業の前提が適切でない場合、固定資産及び固定負債は全て流動資産及び流動負債に組み替え、以下のとおり測定します。

- 棚卸資産は原価と正味実現可能価格のいずれか低い方
- 固定資産及び投資不動産は、償却済原価と回収可能額（例：売却価格から売却費用を引いた額）のいずれか低い方
- 建設仮勘定は帳簿価額と回収可能額のいずれか低い方
- 売買目的有価証券は公正価値
- 子会社株式、関係会社株式、合弁会社株式及びその他の株式は、帳簿価格と回収可能額（例：売却価格から売却費用を引いた額）のいずれか低い方
- 満期保有目的有価証券及び未収入金は現実に回収可能な価格
- 金銭債務は帳簿価格と早期支払による価格（契約書で仕入割引条件がある場合）のいずれか高い方
- 金融資産を引渡す契約に関する債務は、帳簿価格と引渡金融資産の公正価値のいずれか高い方
- 棚卸資産を引渡す契約に関する債務は、帳簿価格と引渡棚卸資産原価のいずれか高い方
- 固定資産を引渡す契約に関する債務は、帳簿価格と引渡固定資産の償却済原価のいずれか高い方

ii. 会計期間の変更

企業が会計期間の変更を行う場合、移行期間の財務諸表を作成する必要があります（旧会計年度から新会計年度までの12ヶ月未満の期間）。移行期間における資産、負債及び純資産の期末残高は、新会計年度の初年度の財務諸表に比較情報として開示されます。損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の比較情報は、新会計年度の直前の12ヶ月間分を開示します（12ヶ月未満の移行期間分ではありません）。移行期間の財務諸表において開示すべき比較情報に関しては、当Circularには明示されていません。

iii. 企業の所有形態の変更

企業がその所有形態を変更する場合、法律及び関連規則に従って決算を行い、財務諸表を作成します。旧形態での資産・負債及び純資産の最終残高は、新形態での開始残高として取り扱われ、形態変更後の最初の会計年度の財務諸表において比較情報として開示されます。損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書においては、当年度の期間は、形態変更日から期末日までの累計期間となります。通常の会計期間の期首から期末までの数値は比較情報として開示されます。

© 2015 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

iv. 合併または分離

複数の企業が1つの企業に合併する場合または逆に分離する場合、新企業に引き継がれる旧企業の移行日残高は、期中に発生した取引として捉えられ、新企業の初年度の財務諸表の比較情報として記載されません。

v. 機能通貨の変更

企業が機能通貨を変更する場合、残高の旧機能通貨から新機能通貨への換算は、企業が日々の取引を行う商業銀行が発表する移行日のレートを用いて行われます。損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の比較情報の換算も同様に、商業銀行が発表するレートに基づいた比較期間の期中平均レートを用いて行われます。

vi. VND以外の通貨で作成された財務諸表の当局提出用の換算方法

要求される換算方法は以下のとおりです。

1. 資産負債は貸借対照表日における商業銀行のレート（CR換算）
2. 資本及び資本剰余金は取引日レート（HR換算）
3. 利益剰余金（損失）及び純利益を原資とする積立金は、換算後純利益の計算結果をベースとする。
4. 賃損益項目及びキャッシュ・フロー項目については各取引時の取引日レート（HR換算）、ただしレートが会計年度で3%超変動しなかった場合は年間平均レート可（AR換算）

外貨財務諸表をVNDに換算したことにより生じた差額については、資本の部の勘定417（為替換算調整勘定）に計上されます。

vii. 財務諸表の作成及び開示に関するガイダンスの改訂及び補足

当Circularでは、一株当たり利益及び希薄化後一株当たり利益の計算方法についての追加のガイダンスが示されています。希薄化効果の計算においては、株主に帰属する利益から特定の報酬（ストックオプション等）を控除する必要があります。

継続企業の前提に重要な疑義が存在し、当該状況に対する対応策に重要な不確実性が認められる場合の、特定の貸借対照表テンプレート及び財務諸表の注記についてのガイダンスが示されています。

Circular 200では、以前のDecision 15と比較して、より多くの財務諸表への注記項目が要求されます。主な開示項目は以下のとおりです。

- 企業は、通常の事業及び製造サイクルに関する情報の開示
財務諸表の開示に関する変更点8 FINANCIAL REPORTING ALERT 2015を行い、財務諸表に記載されている情報が「比較可能」かどうかを開示します。ここでいう「比較可能」の定義は明確ではありません。
- 企業は、売上債権または仕入債務の残高の10%を超える顧客またはサプライヤーの詳細について開示します。
- 会計方針に関する注記

企業は、以下の追加的な情報について記載します。

- 適用する外貨換算レートまたは金換算レート
- 売買目的有価証券、満期保有目的有価証券及び貸付金を含む、金融資産投資に関する会計方針
- 事業協力契約に関する会計方針
- 転換社債及び株式転換オプションの認識基準に関する会計方針

金融投資に関する開示

企業は、売買目的有価証券及び他社に対する投資について、カテゴリごとの公正価値を開示します。上場有価証券の公正価値は市場価格に基づいて決定されます。

Circular 200では、非上場の有価証券の公正価値の決定に関するガイダンスは示されていません。

貸倒懸念債権に関する開示

企業は、貸倒懸念債権に関する情報を財務諸表の注記として開示することが求められます。簿価、回収可能額、滞留日数、滞留している貸倒懸念債権と滞留していない貸倒懸念債権（滞留債権総額の10%を超えるもの）の価値、遅延ペナルティのうち収益に計上されていない額、及び回収可能性の情報について注記します。これらの情報を注記するために企業は、債権の詳細な年齢表の管理及び収益として認識されていない遅延罰金の記録が必要になると考えられます。加えて当Circularでは、企業のサプライヤー等に対する買掛金・未払金の支払遅延及びその理由に関する情報についても開示することが求められています。

長期仕掛品に関する開示

1年内に完成しない仕掛製品または仕掛サービスは長期仕掛品として表示します。長期仕掛品の帳簿価格と回収可能額に関する情報の開示が求められます。

未認識の収益に関する開示

前受金、ポイント制度等のカスタマー・ロイヤルティ・プログラムにより期待される売上、顧客との契約が履行されない可能性とその理由など、未認識の収益に関する詳細な情報の開示が求められます。

発行した社債に関する開示

普通社債及び転換社債について、利率、満期日、発行価格、数量、帳簿価格算定に利用した割引率及び株式転換オプションなどの詳細な情報の開示が求められます。

優先株に関する開示

一株情報、優先株主、償還期日、優先株の期間中の買い取りの価値に関する情報の開示が求められます。

既述のとおり、当Circularではオフバランスの勘定科目は無くなりましたが、開示のための情報は必要になります。そのため企業は、第三者に代わって保管する資産（固定資産、受託加工在庫等）、外貨、金、貸倒処理済み債権などのオフバランス項目については、独自で管理を行うことになります。

© 2015 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

3. 適用日及び移行期間に関する取り扱い

適用初年度において企業は、削除される勘定科目の残高を新しいまたは改定された勘定科目に移行したうえで、財務諸表の注記においてこれらの調整額を開示します。

勘定科目の移行方法のガイダンスについては当Circularに記載されています。Circular 200は2015年2月15に有効になり、2015年1月1日以降開始する会計年度から適用になります。

© 2015 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

Contact Us

KPMG Limited

監査・アシュアランス業務
税務・投資・コーポレートサービス
ビジネスアドバイザリーサービス
ファイナンシャルアドバイザリーサービス
ITコンサルティング

Japanese Practice

Hanoi

谷中 靖久
公認会計士（日本） マネジャー
E: yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

古屋 秀規
アシスタントマネジャー
E: hfuruya@kpmg.com.vn

Pham Thi Thu Huong – 日本語可
シニア
E: huongtpham@kpmg.com.vn

46th Floor, Keangnam Hanoi Landmark Tower 72 Building, E6 Pham Hung Street, Me Tri, Tu Liem, Hanoi.
T: +84 4 3946 1600
F: +84 4 3946 1601
E: kpmghanoi@kpmg.com.vn

Ho Chi Minh City

渡 喬
公認会計士（日本） マネジャー
E: takashiwatari@kpmg.com.vn

金岡 秀浩
公認会計士（日本） マネジャー
E: hidehirokanaoka@kpmg.com.vn

田村 陽一
公認会計士（日本） マネジャー
E: ytamura1@kpmg.com.kh

Nguyen Thi My Duy – 日本語可
アシスタントマネジャー
E: duymnguyen@kpmg.com.vn

10th Floor, Sun Wah Tower,
115 Nguyen Hue Street, District 1,
Ho Chi Minh City.
T: +84 8 3821 9266
F: +84 8 3821 9267
E: kpmghcmc@kpmg.com.vn

有限責任 あずさ監査法人 ベトナムデスク

東京事務所
Otemachi Financial City South Tower,
9-7 Chiyoda-ku, Tokyo, 1008172

中谷 剛之
パートナー
T: +81 3354 8805
F: +81 3354 8815
E: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com

大阪事務所
Ginsen Bingomachi Bldg,6-5,3-Chome
Kawara-Osaka-541-0048

桂木 茂
パートナー
T: +81 6 7731 1000
F: +81 6 7731 1011
E: shigeru.katsuragi@jp.kpmg.com

kpmg.com.vn

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.